

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土港第5208号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁長 雄志



1 業務概要

- (1) 業務名 平成27年度港湾機能向上検討業務
- (2) 履行場所 伊江村
- (3) 業務内容
  - ア. 港内静穏度計算（波浪データは過年度のものを利用）
    - ①入射波の設定、②現況再現計算、③静穏化対策施設の配置案作成、
    - ④稼働率の算定、⑤最適配置案選定
  - イ. 費用対効果の算定
  - ウ. 検討委員会（2回）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年3月25日まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

2 参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 土木関係建設コンサルタント業務（港湾及び空港部門）に登録を受けている者であつて、沖縄県の平成27・28年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分「土木関係コンサル」、登録業種「港湾及び空港」に登録された者であること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
  - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
  - オ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
  - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - キ 沖縄県内に本店があること。
  - ク 実施方針が適正であること。
- (2) 実績及び管理技術者等の要件
  - ア 企業に関する要件
    - (7) 2 (2) イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、過去に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：過去10年間にビジネス方程式を用いた港内静穏度の解析等に関する業務実績がある。
- b 類似業務：過去10年間に港内静穏度の解析等に関する業務実績がある。  
(同種業務、類似業務とも国・地方公共団体が発注した業務の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（建設部門「港湾及び空港」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C M（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、公告日までの過去10年間に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を1件以上有すること。

- a 同種業務：過去10年間にビジネス方程式を用いた港内静穏度の解析等に関する業務実績がある。
- b 類似業務：過去10年間に港内静穏度の解析等に関する業務実績がある。  
(同種業務、類似業務とも国・地方公共団体が発注した業務の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

※管理技術者、若しくは担当技術者として上記の業務に携わった実績を対象とする。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

### 3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

### 4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

## 5 入札手続き等

(1) 入札説明書、資料の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成27年7月17日(金)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文6(7)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成27年7月17日(金)から平成27年7月27日(月)まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による。

イ 入札参加資格の審査結果の通知(指名通知)

郵便等をもって平成27年8月4日(火)を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期 間 平成27年8月4日(火)から平成27年8月11日(水)まで

(イ) 提出方法等 入札説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

ヒアリングは実施しない

(4) 入札及び開札の日時及び場所

入札書は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

持参日時：平成27年8月13日(木)10時00分

持参場所：県庁11階第2入札室 ※指名通知書の写しを持参すること。

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

#### イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

### (2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

### (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

### (4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、TECRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任性（手持ち業務量）に違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

### (5) 低入札価格調査差制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

### (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、入札説明書による。

### (7) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号  
沖縄県土木建築部港湾課 管理班  
電話番号 098-866-2395

イ 応募調書資料関係 : 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号  
沖縄県土木建築部港湾課 計画調査班  
電話番号 098-866-2395

ウ 設計図書関係 : イと同じ。

### (8) 詳細は入札説明書による。